

認定歯科衛生士 & A

認定歯科衛生士になるにはどうすればいいのですか？
研修の単位や費用は・・・資格取得への疑問にお答えします。



私も認定歯科衛生士になれますか？

受験資格・条件(認定歯科衛生士制度 規則3章 第8条より)

- ① 歯科衛生士の免許を取得している
- ② 通年5年以上の小児歯科学に関する研修と臨床経験があること
または同等の資格があること
- ③ 申請時に1年以上引き続いて
日本小児歯科学会の学会会員であること
- ④ 小児歯科専門医または小児歯科認定医のいる施設
または委員会が適当と認めた研修施設で研修を受けている
- ⑤ 申請時に研修単位30単位以上を有する(※各種証明書が必要)

以上の条件を満たしていますか？
満たしていれば、受験資格あり！
満たしていなければ、1つ1つクリアしていきましょう！
今からでも遅くないですよ

申請時に必要な「研修単位」について教えてください。

教育研修単位基準について
(認定歯科衛生士制度 細則附表1より)

- ① 1年間の各施設での研修で得られる教育研修単位
 - 1) 小児歯科専門医がいる施設・・・ 15
 - 2) 小児歯科認定医がいる施設・・・ 10
 - 3) その他(委員会が適当と認めた施設)・・・ 5
- ② 小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加で得られる教育研修単位
 - 1) 日本小児歯科学会大会
(全国大会、地方会大会)
 - 2) 小児歯科関連の国際学会大会
(国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会等)
 - イ) 発表者(共同発表者は含まない)・・・ 15
 - ロ) 参加者・・・ 10
 - 3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会
および委員会が適当と認めた研修会
 - イ) 発表者(共同発表者は含まない)・・・ 10
 - ロ) 参加者・・・ 5

※イ)、ロ)については証明書が必要です

認定を取得するためには、症例報告が必要のようですが、写真がなければ申請できないのでしょうか？

症例以外の研究や活動報告などのレポートも認定資料として受け付けます。

- 例) 公的機関に勤務され、実態調査などの報告
例) 子どもの健康に関わる予防の試み、活動の報告
例) 子どもの健康のために行った研究報告 等

症例報告を行いたいが、
初診時は協力が得られず、
口腔内写真を残せていない場合は
申請できないのでしょうか？

教育研修について
(認定歯科衛生士制度 規則第7章 第15条より)

指導の経過がわかるのであれば、初診時ではなく、
指導開始時や経過中の写真、改善前のもも
提出できます。そのケースの経緯がわかるように、
指導内容、その背景をまとめてください。

私が勤務している診療所は研修施設の対象となりますか？

研修施設について
(認定歯科衛生士制度 規則第6章 第13条より)

- ① 小児歯科専門医が1名以上常勤として所属していること
- ② 小児歯科認定医が1名以上常勤として所属していること
- ③ その他(施行細則第8条に定める、
申請の上委員会が適当と認めた施設)

認定歯科衛生士の資格を取得後は・・・？

認定歯科衛生士の資格を取れば、
何もしなくていいのですか？

5年毎に更新手続きをしてください

- ① 学会が主催する認定歯科衛生士必須セミナー
(コ・デンタル企画)等を5年間に1テーマ以上
受講の上、受講票を取得
- ② 生涯研修単位基準に基づく研修を受ける
- ③ 5年毎に更新を受ける
- ④ 更新申請書類を提出の上、審査を受ける

(認定歯科衛生士制度 規則 第9章ならびに
認定歯科衛生士制度 細則附表2より)

※ご注意ください※
せっかく取得した資格です
忘れずに更新しましょう!

研修施設での勤務年数は
どのような基準ですか？

教育研修について
(認定歯科衛生士制度 規則第7章 第15条より)

- ① 小児歯科専門医のもとで2年以上勤務していること
- ② 小児歯科認定医のもとで3年以上勤務していること
- ③ 一般歯科で小児歯科診療業務に5年以上勤務していること

申請の費用は
いくらかりますか？

申請から登録までの費用および更新費用

- ① 認定歯科衛生士認定申請料 1万円
 - ② 認定歯科衛生士認定審査料 2万円
 - ③ 認定歯科衛生士認定登録料 1万円
 - ④ 認定歯科衛生士更新申請料 5千円(※更新時のみ)
- (認定歯科衛生士制度 細則 第11条より)

ご存知ですか？

平成20年度から、正会員とは別に「歯科衛生士会員」が
設けられます。年会費は5千円になります！
(会員会則第10条 会費より ※正会員は1万円です)
未入会の方も、ぜひこの機会に入会を検討して下さい！

せっかく認定歯科衛生士を取得しても、
もし妊娠、出産、育児等で
仕事を続けられなくなったら
資格はどうなってしまうのですか？

子育ての経験も今後の小児歯科医療の発展と、
向上に役立ちます。
この期間は本学会に休会申請することで、
5年間は資格を維持できます。

休会申請制度について

少子化対策の観点から、妊娠・出産・育児にかぎり、
期間5年を限度に休会申請制度を設ける。
(認定歯科衛生士制度 規則 第11章 補足 第22条より)

学会発表経験がなくても申請はできますか？

教育研修単位基準をもとに計算してみましょう

例:小児花子さんは1年以上の日本小児歯科学会会員で、
小児歯科専門医がいる施設で2年勤務(①)しています。
過去3年間で日本小児歯科学会大会には0回、
地方会に1回参加しています(②)(※発表はしていません)

申請に必要な教育研修単位は30単位以上。
上記から計算しますと・・・

- ① 1年間の各施設での研修で得られる教育研修単位
→小児歯科専門医がいる施設は1年当たり15単位加算
- ② 小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加で
得られる教育研修単位
→参加は1回につき10単位加算

15単位×2年 + 10単位×1回 = 合計40単位

① ② (認定歯科衛生士制度細則 附表1より)

必要単位クリア!

